

盛岡広域振興局長告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和2年5月8日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

- 1 路線名 一戸葛巻線
- 2 供用開始の区間 岩手郡葛巻町葛巻第50地割字平船118番2地先から119番6地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年5月11日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
 - (2) 期間 令和2年5月8日から同年6月8日まで